

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成19年3月）より

次のⅠ～Ⅲに該当する者であることが

- 医師の意見（医学的な所見）に基づき判断され、
- サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを
- 市町村が「確認」している

ものであれば、例外給付が認められます。

Ⅰ

疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当する

Ⅱ

疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当する

Ⅲ

疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当する